

資料 3 2 - 3

郵便約款の変更の認可(万国郵便条約等の改正に伴う国際郵便約款等の変更)について

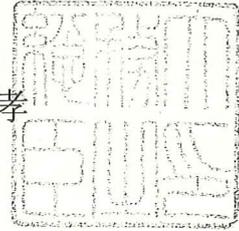
(諮問第1093号)



諮問第1093号
平成25年12月6日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮問書

日本郵便株式会社代表取締役社長 高橋 亨 から、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	従前と同じ。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	変更申請の内容のうち、特殊取扱の対象となる郵便物の配達については、それぞれ条約等の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	従前と同じ。
その他会社の責任に関する事項	適	変更申請の内容のうち、損害賠償時の賠償金の額の計算については、条約等の規定に照らし適正なものであることから適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	変更申請の内容のうち、盲人用郵便物の引受けについては、条約等に基づくものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。

25-日郵国第228号
平成25年11月29日

総務大臣
新藤 義孝 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

高橋

亭

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款及び国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款及び国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施期日
平成26年1月1日
- 3 変更を必要とする理由
万国郵便条約等の一部が改正されるため。

国際郵便約款 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正																								
<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。)第68条の規定に基づき定めるこの国際郵便約款(以下「約款」といいます。)及び法第67条の規定に基づき定める料金表により、<u>外国にあて又は外国から到着する郵便物</u>(以下「国際郵便物」といいます。)に係る国際郵便の役務を提供します。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において使用する用語は、郵便に関する条約及び法並びに法に基づく総務省令において使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 航空扱い</td> <td>郵便物を差出国と<u>名あて国</u>間において航空路により優先的に運送する扱い</td> </tr> <tr> <td>3 SAL扱い</td> <td>郵便物を差出国と<u>名あて国</u>間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する扱い</td> </tr> <tr> <td>4 船便扱い</td> <td>郵便物を差出国と<u>名あて国</u>間において陸路又は水路により運送する扱い</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(契約の成立時期及び適用規定)</p> <p>第5条 <u>外国あて</u>郵便物に係る役務の利用の契約は、差出人が、この約款の定めるところにより郵便物を差し出した時に成立します。</p> <p>2 前項の規定により契約の成立した以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、<u>すべて</u>その契約の成立した時における規定によるものとします。</p> <p>(郵便物の所属)</p> <p>第6条 <u>外国あて</u>郵便物は、本邦若しくは<u>名あて国</u>の法令又は第10条(<u>外国あて</u>郵便物として差し出すことができないもの)第1項(1)若しくは(7)に掲げる物を包有する郵便物が<u>隣越国</u>の法令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に所属します。外国来郵便物も同様です。</p> <p>(国際郵便物)</p> <p>第9条 (略)</p>	区 別	意 味	(略)	(略)	2 航空扱い	郵便物を差出国と <u>名あて国</u> 間において航空路により優先的に運送する扱い	3 SAL扱い	郵便物を差出国と <u>名あて国</u> 間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する扱い	4 船便扱い	郵便物を差出国と <u>名あて国</u> 間において陸路又は水路により運送する扱い	(略)	(略)	<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。)第68条の規定に基づき定めるこの国際郵便約款(以下「約款」といいます。)及び法第67条の規定に基づき定める料金表により、<u>外国に宛て又は外国から到着する郵便物</u>(以下「国際郵便物」といいます。)に係る国際郵便の役務を提供します。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において使用する用語は、郵便に関する条約及び法並びに法に基づく総務省令において使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 航空扱い</td> <td>郵便物を差出国と<u>名宛国</u>間において航空路により優先的に運送する扱い</td> </tr> <tr> <td>3 SAL扱い</td> <td>郵便物を差出国と<u>名宛国</u>間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する扱い</td> </tr> <tr> <td>4 船便扱い</td> <td>郵便物を差出国と<u>名宛国</u>間において陸路又は水路により運送する扱い</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(契約の成立時期及び適用規定)</p> <p>第5条 <u>外国宛て</u>郵便物に係る役務の利用の契約は、差出人が、この約款の定めるところにより郵便物を差し出した時に成立します。</p> <p>2 前項の規定により契約の成立した以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、<u>全て</u>その契約の成立した時における規定によるものとします。</p> <p>(郵便物の所属)</p> <p>第6条 <u>外国宛て</u>郵便物は、本邦若しくは<u>名宛国</u>の法令又は第10条(<u>外国宛て</u>郵便物として差し出すことができないもの)第1項(1)若しくは(7)に掲げる物を包有する郵便物が<u>隣越国</u>の法令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に所属します。外国来郵便物も同様です。</p> <p>(国際郵便物)</p> <p>第9条 (略)</p>	区 別	意 味	(略)	(略)	2 航空扱い	郵便物を差出国と <u>名宛国</u> 間において航空路により優先的に運送する扱い	3 SAL扱い	郵便物を差出国と <u>名宛国</u> 間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する扱い	4 船便扱い	郵便物を差出国と <u>名宛国</u> 間において陸路又は水路により運送する扱い	(略)	(略)
区 別	意 味																								
(略)	(略)																								
2 航空扱い	郵便物を差出国と <u>名あて国</u> 間において航空路により優先的に運送する扱い																								
3 SAL扱い	郵便物を差出国と <u>名あて国</u> 間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する扱い																								
4 船便扱い	郵便物を差出国と <u>名あて国</u> 間において陸路又は水路により運送する扱い																								
(略)	(略)																								
区 別	意 味																								
(略)	(略)																								
2 航空扱い	郵便物を差出国と <u>名宛国</u> 間において航空路により優先的に運送する扱い																								
3 SAL扱い	郵便物を差出国と <u>名宛国</u> 間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する扱い																								
4 船便扱い	郵便物を差出国と <u>名宛国</u> 間において陸路又は水路により運送する扱い																								
(略)	(略)																								

現 行	改 正
<p>2 当社は、次に定める通常郵便物の引受け（(1)を除きます。）、取扱い、運送及び配達を確保します。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>点字郵便物</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 <u>外国あて通常郵便物及び小包郵便物</u>については、航空扱い、SAL扱い（通常郵便物については、印刷物及び小形包装物に限り。）及び船便扱いを行います。</p> <p>4 <u>外国あて通常郵便物及び小包郵便物</u>については、第5章（特殊取扱）に定めるところにより特殊取扱を行います。</p> <p>(<u>外国あて郵便物</u>として差し出すことができないもの)</p> <p>第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを<u>外国あて郵便物</u>として差し出すことはできません。</p> <p>(1) 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに<u>名あて国</u>において禁止されているその他の不正な薬物（麻薬及び向精神薬については、医療上又は学術上の目的で送付されることを認める<u>国にあて</u>小包郵便物として差し出されるものを除きます。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>名あて国</u>が郵送を許さない物品として定めるもの</p> <p>(5) 取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品（第12条（<u>外国あて郵便物の包装</u>）に規定するところにより特別の包装をしたものを除きます。）</p> <p>(6) 特定の人に<u>あてた</u>通信文を記載した書類であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含みます。）以外の者の間で交換されるもの（記録文書を除きます。）</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国別の差出条件)</p> <p>第11条 <u>外国あて郵便物の差出条件</u>は、<u>名あて国</u>ごとに異なることがあります。国別の差出条件については、各国からの通報に基づき当社が別に定めるところによります。</p> <p>(<u>外国あて郵便物の包装</u>)</p> <p>第12条 <u>外国あて通常郵便物</u>は、次により包装していただきます。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 <u>外国あて小包郵便物</u>は、次により包装（閉鎖を含みます。）していただきます。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 <u>外国あて郵便物の包装</u>については、前2項に規定するほか、内国郵便約款第9条（郵便物の包装）（第4項の表中3、4及び5を除きます。）に定める条件に従っていただきます。</p>	<p>2 当社は、次に定める通常郵便物の引受け（(1)を除きます。）、取扱い、運送及び配達を確保します。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>盲人用郵便物</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 <u>外国宛て通常郵便物及び小包郵便物</u>については、航空扱い、SAL扱い（通常郵便物については、印刷物及び小形包装物に限り。）及び船便扱いを行います。</p> <p>4 <u>外国宛て通常郵便物及び小包郵便物</u>については、第5章（特殊取扱）に定めるところにより特殊取扱を行います。</p> <p>(<u>外国宛て郵便物</u>として差し出すことができないもの)</p> <p>第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを<u>外国宛て郵便物</u>として差し出すことはできません。</p> <p>(1) 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに<u>名宛国</u>において禁止されているその他の不正な薬物（麻薬及び向精神薬については、医療上又は学術上の目的で送付されることを認める<u>国に宛て</u>小包郵便物として差し出されるものを除きます。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>名宛国</u>が郵送を許さない物品として定めるもの</p> <p>(5) 取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品（第12条（<u>外国宛て郵便物の包装</u>）に規定するところにより特別の包装をしたものを除きます。）</p> <p>(6) 特定の人に<u>宛てた</u>通信文を記載した書類であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含みます。）以外の者の間で交換されるもの（記録文書を除きます。）</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国別の差出条件)</p> <p>第11条 <u>外国宛て郵便物の差出条件</u>は、<u>名宛国</u>ごとに異なることがあります。国別の差出条件については、各国からの通報に基づき当社が別に定めるところによります。</p> <p>(<u>外国宛て郵便物の包装</u>)</p> <p>第12条 <u>外国宛て通常郵便物</u>は、次により包装していただきます。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 <u>外国宛て小包郵便物</u>は、次により包装（閉鎖を含みます。）していただきます。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 <u>外国宛て郵便物の包装</u>については、前2項に規定するほか、内国郵便約款第9条（郵便物の包装）（第4項の表中3、4及び5を除きます。）に定める条件に従っていただきます。</p>

現 行

(住所氏名等の記載方法等)

第13条 外国あて郵便物の受取人のあて名、差出人の住所氏名は、送達に支障がないよう、当社が別に定めるところにより記載するほか、次の条件に従っていただきます。

- (1) 名あて面に郵便切手、業務上の票符又は料金納付の印影と混同されるおそれのある表示を有する紙片をはり付け又はその表示を印刷しないこと。
- (2) 郵便物を帯紙でまとう場合には、受取人のあて名は、その帯紙の上に記載すること。
- (3) (略)
- (4) 郵便物を名あて国の郵便局での留置として差し出す場合には、その郵便物が留め置かれる郵便局名及び地名を記載すること。この場合、名あて面には、太い文字で「Poste restante」（「留置郵便物」の意味）の表示をすること。
- (5) (略)
- (6) 封筒又は包装には、一の差出人の住所氏名及び一の受取人のあて名を記載すること（同一差出人から多量に差し出される郵便物については、差出人の住所氏名は本邦に所在するものでなければなりません。）。
- (7) 名あて面の全部又は一部が順次にあて名を記入することができるように数個の区画に分割されていないこと。

(表示方法)

第14条 通常郵便物及び小包郵便物を差し出す際には、航空扱い、SAL扱い又は船便扱いの別に、当社が別に定める表示をするか、又は扱いの種別を差出しの際に申し出ていただきます。この場合、その表示は、郵便物の名あて面のできる限り上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、差出人の住所氏名の下に付していただきます。

2 (略)

(通常郵便物の大きさ及び重量の制限)

第16条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

通常郵便物の種類	大きさ		重量
	最小限	最大限	
(略)	(略)	(略)	(略)
3 点字郵便物	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)

(一般的利用条件)

第17条 外国あてに第31条（特別郵便袋印刷物）に定める特別郵便袋印刷物、第33条（小形包装物）に定める小形包装物を差し出す場合、又は税関検査の対象とされる可能性のある物品を書状その他の通常郵便物として差し出す場合には、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN22（以下「CN22」といいます。）を郵便物に添付していただきます。CN22は、名あて面の上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合は、そ

改 正

(住所氏名等の記載方法等)

第13条 外国宛て郵便物の受取人の宛名、差出人の住所氏名は、送達に支障がないよう、当社が別に定めるところにより記載するほか、次の条件に従っていただきます。

- (1) 名宛面に郵便切手、業務上の票符又は料金納付の印影と混同されるおそれのある表示を有する紙片を貼り付け又はその表示を印刷しないこと。
- (2) 郵便物を帯紙でまとう場合には、受取人の宛名は、その帯紙の上に記載すること。
- (3) (略)
- (4) 郵便物を名宛国の郵便局での留置として差し出す場合には、その郵便物が留め置かれる郵便局名及び地名を記載すること。この場合、名宛面には、太い文字で「Poste restante」（「留置郵便物」の意味）の表示をすること。
- (5) (略)
- (6) 封筒又は包装には、一の差出人の住所氏名及び一の受取人の宛名を記載すること（同一差出人から多量に差し出される郵便物については、差出人の住所氏名は本邦に所在するものでなければなりません。）。
- (7) 名宛面の全部又は一部が順次に宛名を記入することができるように数個の区画に分割されていないこと。

(表示方法)

第14条 通常郵便物及び小包郵便物を差し出す際には、航空扱い、SAL扱い又は船便扱いの別に、当社が別に定める表示をするか、又は扱いの種別を差出しの際に申し出ていただきます。この場合、その表示は、郵便物の名宛面のできる限り上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、差出人の住所氏名の下に付していただきます。

2 (略)

(通常郵便物の大きさ及び重量の制限)

第16条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

通常郵便物の種類	大きさ		重量
	最小限	最大限	
(略)	(略)	(略)	(略)
3 盲人用郵便物	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)

(一般的利用条件)

第17条 外国宛てに第31条（特別郵便袋印刷物）に定める特別郵便袋印刷物、第33条（小形包装物）に定める小形包装物を差し出す場合、又は税関検査の対象とされる可能性のある物品を書状その他の通常郵便物として差し出す場合には、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN22（以下「CN22」といいます。）を郵便物に添付していただきます。CN22は、名宛面の上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合は、その

現 行	改 正
<p>の下にはり付けていただきます。</p> <p>2 前項の郵便物について、内容品の価格が300SDRを超える場合又は差出人が選択する場合には、当社所定の税関告知書CN23（以下「CN23」といいます。）を添付していただきます。<u>名あて国</u>ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（書状）</p> <p>第18条 書状は、特定の人に<u>あてた</u>通信文を筆書したものを内容とする郵便物で、郵便葉書でないものをいいます。</p> <p>2 （略）</p> <p>（航空書簡）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 航空書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易に<u>はがれない</u>よう全面を密着させて添付する場合（料金支払のための郵便切手以外の郵便切手（記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。）又はこれに類する物は裏面に添付する場合に限りです。）</p> <p>6 料額印面を汚染した航空書簡は、新たにその料金相当の郵便切手を<u>はり付けて</u>差し出すことができます。</p> <p>7 前項に規定する航空書簡に郵便切手を<u>はり付けず</u>、又は<u>はり付けて</u>もその額が不足するときは、料金未払又は料金不足の航空書簡として取り扱います。</p> <p>（国際郵便葉書の規格及び様式）</p> <p>第21条 国際郵便葉書の規格及び様式は、次のとおりとします。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 表面の少なくとも右半分は、<u>あて名</u>及び業務上の記載又は票符のために残すものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（私製の郵便葉書の規格及び様式）</p> <p>第22条 私製の郵便葉書は、次の規格及び様式のものとしていただきます。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 表面の少なくとも右半分（縦に長く使用するものにあつては上部2分の1）は、受取人の<u>あて名</u>、料金の支払及び業務上の記載又は票符に充てられるようにされていること。</p> <p>(5) （略）</p>	<p>下に<u>貼り付けて</u>いただきます。</p> <p>2 前項の郵便物について、内容品の価格が300SDRを超える場合又は差出人が選択する場合には、当社所定の税関告知書CN23（以下「CN23」といいます。）を添付していただきます。<u>名宛国</u>ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（書状）</p> <p>第18条 書状は、特定の人に<u>宛てた</u>通信文を筆書したものを内容とする郵便物で、郵便葉書でないものをいいます。</p> <p>2 （略）</p> <p>（航空書簡）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 航空書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易に<u>剥がれない</u>よう全面を密着させて添付する場合（料金支払のための郵便切手以外の郵便切手（記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。）又はこれに類する物は裏面に添付する場合に限りです。）</p> <p>6 料額印面を汚染した航空書簡は、新たにその料金相当の郵便切手を<u>貼り付けて</u>差し出すことができます。</p> <p>7 前項に規定する航空書簡に郵便切手を<u>貼り付けず</u>、又は<u>貼り付けて</u>もその額が不足するときは、料金未払又は料金不足の航空書簡として取り扱います。</p> <p>（国際郵便葉書の規格及び様式）</p> <p>第21条 国際郵便葉書の規格及び様式は、次のとおりとします。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 表面の少なくとも右半分は、<u>宛名</u>及び業務上の記載又は票符のために残すものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（私製の郵便葉書の規格及び様式）</p> <p>第22条 私製の郵便葉書は、次の規格及び様式のものとしていただきます。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 表面の少なくとも右半分（縦に長く使用するものにあつては上部2分の1）は、受取人の<u>宛名</u>、料金の支払及び業務上の記載又は票符に充てられるようにされていること。</p> <p>(5) （略）</p>

現 行	改 正
<p>(料額印面汚染葉書の差出方法)</p> <p>第25条 料額印面を汚染した国際郵便葉書は、新たにその料金相当の郵便切手を<u>はり付けて</u>差し出すことができます。</p> <p>2 前項の国際郵便葉書に郵便切手を<u>はり付けず</u>、又は<u>はり付けてもその額が不足する</u>ときは、料金未払又は料金不足の郵便葉書として、これを取り扱います。</p> <p>第4款 <u>点字郵便物</u></p> <p>(点字郵便物)</p> <p>第26条 <u>点字郵便物</u>は、点字の書状、点字の記号を有する原版又は当社の指定を受けた施設から<u>差し出し若しくはこれらにあてる盲人用の録音物若しくは点字用紙</u>を内容とする郵便物です。</p> <p>(点字郵便物の利用条件等)</p> <p>第27条 <u>点字郵便物</u>は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) <u>名あて面の</u>上部右隅に「Literature for the blind」又は「Cécogrammes」(「<u>点字郵便物</u>」の意味)の表示又は記載をすること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 当社の指定を受けた施設から差し出す録音物等を内容とする郵便物は、その施設の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又はその事業所の受持区域にある事業所であって当社が<u>別川に定めるもの</u>に差し出すこと。</p> <p>(5) 当社の指定を受けた施設から差し出す<u>点字郵便物</u>にあつては、(1)の表示又は記載のほか、その外部にその施設の名称及び所在地を記載すること。</p> <p>2 前項(1)及び(5)の条件に反して差し出された<u>点字郵便物</u>は、書状として取り扱います。</p> <p>3 <u>点字郵便物</u>には、特定の人に<u>あてた</u>通信文の性質を有する記載をし、又は別に記載した書類又は消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を入れることができません。ただし、<u>点字郵便物</u>の内容品には、郵便物の差出人又は郵便物の差出国若しくは<u>名あて国</u>におけるその代理人の<u>あて名</u>を印刷した郵便葉書、封筒又は帯紙を同封することができます。それらの郵便葉書、封筒又は帯紙には、返信用として、<u>名あて国</u>の郵便切手を<u>はり付け</u>又は郵便料金支払の印影を付することができます。</p> <p>(印刷物に記載等できる事項)</p> <p>第29条 印刷物には、特定の人に<u>あてた</u>通信文の性質を有する記載をし、又は別に記載した書類を入れることができません。ただし、印刷物の内容品には、当社が<u>別川に定める事項</u>を記載し、又は添付することができます。</p>	<p>(料額印面汚染葉書の差出方法)</p> <p>第25条 料額印面を汚染した国際郵便葉書は、新たにその料金相当の郵便切手を<u>貼り付けて</u>差し出すことができます。</p> <p>2 前項の国際郵便葉書に郵便切手を<u>貼り付けず</u>、又は<u>貼り付けてもその額が不足する</u>ときは、料金未払又は料金不足の郵便葉書として、これを取り扱います。</p> <p>第4款 <u>盲人用郵便物</u></p> <p>(盲人用郵便物)</p> <p>第26条 <u>盲人用郵便物</u>は、点字の書状若しくは点字の記号を有する原版又は<u>盲人若しくは当社の指定を受けた施設から差し出される次に掲げる物</u>を内容とする郵便物です。</p> <p>(1) <u>通信文又は録音物を含むあらゆる形態の著述物</u></p> <p>(2) <u>特別に適応したコンパクト・ディスク、点字用具、点字腕時計、白い杖及び録音装置のように視覚障害を克服する上で盲人を支援するために作成され、又は適用された各種の器具又は用具</u></p> <p>(盲人用郵便物の利用条件等)</p> <p>第27条 <u>盲人用郵便物</u>は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) <u>名宛面の</u>上部右隅に「Items for the blind」又は「Envois pour les aveugles」(「<u>盲人用郵便物</u>」の意味)の表示又は記載をすること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>盲人は、盲人用郵便物(点字の書状又は点字の記号を有する原版を内容とするものを除きます。以下(5)において同じとします。)</u>の差出しの際、盲人であることを証明するに足りる書類(当社が<u>別川に定めるもの</u>に限り、)を差出事業所に提示すること。</p> <p>(5) 当社の指定を受けた施設から差し出す<u>盲人用郵便物</u>は、その施設の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又はその事業所の受持区域にある事業所であって当社が<u>別川に定めるもの</u>に差し出すこと。</p> <p>(6) 当社の指定を受けた施設から差し出す<u>盲人用郵便物</u>にあつては、(1)の表示又は記載のほか、その外部にその施設の名称及び所在地を記載すること。</p> <p>2 前項(1)及び(6)の条件に反して差し出された<u>盲人用郵便物</u>は、書状として取り扱います。</p> <p>3 <u>盲人用郵便物</u>には、特定の人に<u>宛てた</u>通信文の性質を有する記載をし、又は別に記載した書類又は消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を入れることができません。ただし、<u>盲人用郵便物</u>の内容品には、郵便物の差出人又は郵便物の差出国若しくは<u>名宛国</u>におけるその代理人の<u>宛名</u>を印刷した郵便葉書、封筒又は帯紙を同封することができます。それらの郵便葉書、封筒又は帯紙には、返信用として、<u>名宛国</u>の郵便切手を<u>貼り付け</u>又は郵便料金支払の印影を付することができます。</p> <p>(印刷物に記載等できる事項)</p> <p>第29条 印刷物には、特定の人に<u>宛てた</u>通信文の性質を有する記載をし、又は別に記載した書類を入れることができません。ただし、印刷物の内容品には、当社が<u>別川に定める事項</u>を記載し、又は添付することができます。</p>

現 行	改 正
<p>(印刷物の利用条件)</p> <p>第30条 印刷物は、次の条件により差し出させていただきます。</p> <p>(1) <u>名あて面</u>の適切な位置に「Printed Matter」又は「Imprimé」（「印刷物」の意味）の記載若しくは<u>名あて国</u>で通用する言語でこれに相当する記載を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内容品が印刷物の条件を満たすものについては、異なる受取人の<u>あて名</u>を有していない限り、2つ以上のものを1通の印刷物に入れることができます。</p> <p>4 印刷物の内容品には、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を入れることができません。ただし、郵便物の差出人又は郵便物の差出国若しくは<u>名あて国</u>におけるその代理人の<u>あて名</u>を印刷した郵便葉書、封筒又は帯紙を同封することができます。それらの郵便葉書、封筒又は帯紙には、返信用として、<u>名あて国</u>の郵便切手を<u>はり付け</u>又は郵便料金支払の印影を付することができます。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(印刷物の利用条件)</p> <p>第30条 印刷物は、次の条件により差し出させていただきます。</p> <p>(1) <u>名宛面</u>の適切な位置に「Printed Matter」又は「Imprimé」（「印刷物」の意味）の記載若しくは<u>名宛国</u>で通用する言語でこれに相当する記載を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内容品が印刷物の条件を満たすものについては、異なる受取人の<u>宛名</u>を有していない限り、2つ以上のものを1通の印刷物に入れることができます。</p> <p>4 印刷物の内容品には、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を入れることができません。ただし、郵便物の差出人又は郵便物の差出国若しくは<u>名宛国</u>におけるその代理人の<u>宛名</u>を印刷した郵便葉書、封筒又は帯紙を同封することができます。それらの郵便葉書、封筒又は帯紙には、返信用として、<u>名宛国</u>の郵便切手を<u>貼り付け</u>又は郵便料金支払の印影を付することができます。</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(特別郵便袋印刷物)</p> <p>第31条 同一<u>名あて地</u>の同一受取人に<u>あてて</u>特別の郵便袋により発送する印刷物については、その郵便袋1個を1個の郵便物（以下「特別郵便袋印刷物」といいます。）とみなします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別郵便袋印刷物に納め、かつ、同一<u>名あて地</u>の同一受取人に<u>あてた</u>内容品の各包装物には、受取人の<u>あて名</u>を記載していただきます。</p> <p>5 特別郵便袋印刷物には、差出人において作成した受取人の住所氏名等を記載した長方形の<u>名あて票札</u>を添付していただきます。<u>名あて票札</u>は、十分耐力のある布、厚紙、プラスチック材、羊皮紙又は木札に<u>はり付けた紙</u>で作成していただきます。また、<u>名あて票札</u>の大きさは、長さ14センチメートル、幅9センチメートル（それぞれ許容差0.2センチメートル）を下回らないようにしていただきます。</p>	<p>(特別郵便袋印刷物)</p> <p>第31条 同一<u>名宛地</u>の同一受取人に<u>宛てて</u>特別の郵便袋により発送する印刷物については、その郵便袋1個を1個の郵便物（以下「特別郵便袋印刷物」といいます。）とみなします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別郵便袋印刷物に納め、かつ、同一<u>名宛地</u>の同一受取人に<u>宛てた</u>内容品の各包装物には、受取人の<u>宛名</u>を記載していただきます。</p> <p>5 特別郵便袋印刷物には、差出人において作成した受取人の住所氏名等を記載した長方形の<u>名宛票札</u>を添付していただきます。<u>名宛票札</u>は、十分耐力のある布、厚紙、プラスチック材、羊皮紙又は木札に<u>貼り付けた紙</u>で作成していただきます。また、<u>名宛票札</u>の大きさは、長さ14センチメートル、幅9センチメートル（それぞれ許容差0.2センチメートル）を下回らないようにしていただきます。</p>
<p>(特別郵便袋印刷物に封入が認められる物品等)</p> <p>第32条 特別郵便袋印刷物には、当社が<u>別</u>に定める条件を満たす場合には、ディスク、磁気テープ、カセットその他当社が<u>別</u>に定める物品を入れて差し出すことができます。</p>	<p>(特別郵便袋印刷物に封入が認められる物品等)</p> <p>第32条 特別郵便袋印刷物には、当社が<u>別</u>に定める条件を満たす場合には、ディスク、磁気テープ、カセットその他当社が<u>別</u>に定める物品を入れて差し出すことができます。</p>
<p>(小形包装物)</p> <p>第33条 小形包装物は、特定の人に<u>あてた</u>通信文を筆書した書類以外の物（その物に添付する無封の添え状又は送り状を含みます。）を内容とする郵便物です。</p>	<p>(小形包装物)</p> <p>第33条 小形包装物は、特定の人に<u>宛てた</u>通信文を筆書した書類以外の物（その物に添付する無封の添え状又は送り状を含みます。）を内容とする郵便物です。</p>
<p>(小形包装物の利用条件)</p> <p>第34条 小形包装物を差し出すためには、<u>名あて面</u>の適切な位置に「Small Packet」又は「Petit paquet」（「小形包装</p>	<p>(小形包装物の利用条件)</p> <p>第34条 小形包装物を差し出すためには、<u>名宛面</u>の適切な位置に「Small Packet」又は「Petit paquet」（「小形包装物</p>

現 行

物」の意味) の記載又は名あて国で通用する言語でこれに相当する記載をしていただきます。

(小包郵便物)

第35条 小包郵便物は、特定の人にあてた通信文を筆書した書類その他の物を内容とする郵便物です。

2・3 (略)

(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)

第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

大きさ		重量
最小限	最大限	
1・2 (略)	次の(1)から(3)までの大きさのうち <u>名あて国</u> で採用しているもの (1)～(3) (略) 各国が採用している大きさについては、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。	30キログラム以下 (<u>名あて国</u> が採用している重量の最大限が30キログラム未満である場合には、当該 <u>名あて国</u> が採用している重量の最大限によります。各国が採用している重量の最大限については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。)

(小包郵便物の利用条件)

第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。

(1)・(2) (略)

(3) (2)の指示において、差出人がアからウまでの指示事項のいずれかの選択をしたときは、返送又は転送される小包郵便物に係る料金を、差出人又は受取人に支払っていただきます。この場合の料金は、その小包郵便物の返送又は転送を行う国から本邦あてに最も経済的な扱い又は航空扱いにより小包郵便物を差し出すときの料金額とします。

(4) 名あて国で配達不能となった小包郵便物で(2)の指示のないもの又はその指示が矛盾しているものについては、名あて国から最も経済的な扱い(船便扱い又はSAL扱い)により返送されます。この場合には、差出人に返送に必要な料金を支払っていただきます。

(5) 小包郵便物には、名あて国が一定数以上のCN23等を必要とする場合には、内容品の明細、価格等を記載した所定の枚数の当社所定のCN23を追加して添付していただきます。名あて国ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。

(EMS郵便物)

改 正

の意味) の記載又は名宛国で通用する言語でこれに相当する記載をしていただきます。

(小包郵便物)

第35条 小包郵便物は、特定の人に宛てた通信文を筆書した書類その他の物を内容とする郵便物です。

2・3 (略)

(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)

第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

大きさ		重量
最小限	最大限	
1・2 (略)	次の(1)から(3)までの大きさのうち <u>名宛国</u> で採用しているもの (1)～(3) (略) 各国が採用している大きさについては、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。	30キログラム以下 (<u>名宛国</u> が採用している重量の最大限が30キログラム未満である場合には、当該 <u>名宛国</u> が採用している重量の最大限によります。各国が採用している重量の最大限については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。)

(小包郵便物の利用条件)

第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。

(1)・(2) (略)

(3) (2)の指示において、差出人がアからウまでの指示事項のいずれかの選択をしたときは、返送又は転送される小包郵便物に係る料金を、差出人又は受取人に支払っていただきます。この場合の料金は、その小包郵便物の返送又は転送を行う国から本邦宛てに最も経済的な扱い又は航空扱いにより小包郵便物を差し出すときの料金額とします。

(4) 名宛国で配達不能となった小包郵便物で(2)の指示のないもの又はその指示が矛盾しているものについては、名宛国から最も経済的な扱い(船便扱い又はSAL扱い)により返送されます。この場合には、差出人に返送に必要な料金を支払っていただきます。

(5) 小包郵便物には、名宛国が一定数以上のCN23等を必要とする場合には、内容品の明細、価格等を記載した所定の枚数の当社所定のCN23を追加して添付していただきます。名宛国ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。

(EMS郵便物)

現 行	改 正
<p>第38条 (略)</p> <p>2 EMS郵便物の取扱いを行う国、郵送が認められない物品、郵便物の大きさ、重量その他の利用条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の損害要償額の<u>最高額</u>は、当社が別に定めるところによります。ただし、損害要償額は、EMS郵便物の内容品の実価を超えるものを記載することはできません。</p> <p>5 (略)</p> <p>(EMS郵便物の利用条件)</p> <p>第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出させていただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) EMS郵便物には、内容品の別により、当社所定のCN22を添付するか又は<u>名あて国</u>が必要とする場合には、当社所定のCN23を追加して添付していただきます。<u>名あて国</u>ごとのCN22又はCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。</p> <p>2 (略)</p> <p>(郵便切手による料金前払)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>外国あて</u>郵便物の料金及び特殊取扱の料金を郵便切手で前払をするには、郵便物を料金別納とする場合を除いて、郵便切手を郵便物の上部右隅(縦に長いものにあつては、上部左隅)に<u>はり付けて</u>いただきます。ただし、小包郵便物については、<u>国際小包ラベルに</u>はり付けることができます。</p> <p>4 <u>外国あて</u>郵便物に<u>はり付けた</u>郵便切手の重量は、郵便物の重量に算入します。</p> <p>(国際郵便料金受取人払)</p> <p>第46条 郵便物で、これを受け取るべき者(以下この条及び次条(国際郵便料金受取人払の郵便物に係る料金の支払方法)において「受取人」といいます。)が、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人において支払うことにつき、受取人の住所又は居所の郵便物配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所(以下「受取人払取扱局」といいます。)の承認を受け、受取人又は郵便物の差出人が当社が別に定める表示をしたものは、その差出有効期間内にその承認を受けた者<u>にあてて</u>差し出される場合に限り、国際郵便料金受取人払とすることができます。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであつて、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者(7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人)からの請求があつた場合に、これを返還します。</p>	<p>第38条 (略)</p> <p>2 EMS郵便物の取扱いを行う国、郵送が認められない物品、郵便物の大きさ、重量その他の利用条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の損害要償額の<u>最高限</u>は、当社が別に定めるところによります。ただし、損害要償額は、EMS郵便物の内容品の実価を超えるものを記載することはできません。</p> <p>5 (略)</p> <p>(EMS郵便物の利用条件)</p> <p>第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出させていただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) EMS郵便物には、内容品の別により、当社所定のCN22を添付するか又は<u>名宛国</u>が必要とする場合には、当社所定のCN23を追加して添付していただきます。<u>名宛国</u>ごとのCN22又はCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。</p> <p>2 (略)</p> <p>(郵便切手による料金前払)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>外国宛て</u>郵便物の料金及び特殊取扱の料金を郵便切手で前払をするには、郵便物を料金別納とする場合を除いて、郵便切手を郵便物の上部右隅(縦に長いものにあつては、上部左隅)に<u>貼り付けて</u>いただきます。ただし、小包郵便物については、<u>国際小包ラベルに</u>貼り付けることができます。</p> <p>4 <u>外国宛て</u>郵便物に<u>貼り付けた</u>郵便切手の重量は、郵便物の重量に算入します。</p> <p>(国際郵便料金受取人払)</p> <p>第46条 郵便物で、これを受け取るべき者(以下この条及び次条(国際郵便料金受取人払の郵便物に係る料金の支払方法)において「受取人」といいます。)が、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人において支払うことにつき、受取人の住所又は居所の郵便物配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所(以下「受取人払取扱局」といいます。)の承認を受け、受取人又は郵便物の差出人が当社が別に定める表示をしたものは、その差出有効期間内にその承認を受けた者<u>に宛てて</u>差し出される場合に限り、国際郵便料金受取人払とすることができます。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであつて、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者(7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人)からの請求があつた場合に、これを返還します。</p>

現 行

区 別	返還される料金	請求期間
(略)	(略)	(略)
3 航空扱いとする <u>外国あて郵便物</u> について、航空扱いとしなかった場合又は航空扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	
4 SAL扱いとする <u>外国あて郵便物</u> について、SAL扱いとしなかった場合又はSAL扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	
5 <u>外国あてEMS郵便物</u> について、EMSの取扱いをしなかった場合又はEMSの取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	
6 <u>外国あてEMS配達時間保証郵便物</u> について、配達時間保証扱いをしなかった場合又は配達時間保証扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	
(略)	(略)	
9 <u>あて名</u> が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した場合	(略)	
10 書留又は保険付としない <u>外国あて通常郵便物</u> を損傷したため差出人に返還した場合	(略)	
(略)	(略)	

2～4 (略)

第1節 外国あて郵便物の差出し

(外国あて郵便物の差出場所)

第52条 外国あて通常郵便物（次に掲げる郵便物を除きます。）は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出していただきます。

- (1)・(2) (略)
- (3) 名あて国において関税を課されることがある物品を内容品とするもの
- (4) (略)
- (5) 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、当社の指定を受けた施設から差し出されるもの
- (6)・(7) (略)

改 正

区 別	返還される料金	請求期間
(略)	(略)	(略)
3 航空扱いとする <u>外国宛て郵便物</u> について、航空扱いとしなかった場合又は航空扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	
4 SAL扱いとする <u>外国宛て郵便物</u> について、SAL扱いとしなかった場合又はSAL扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	
5 <u>外国宛てEMS郵便物</u> について、EMSの取扱いをしなかった場合又はEMSの取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	
6 <u>外国宛てEMS配達時間保証郵便物</u> について、配達時間保証扱いをしなかった場合又は配達時間保証扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	
(略)	(略)	
9 <u>宛名</u> が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した場合	(略)	
10 書留又は保険付としない <u>外国宛て通常郵便物</u> を損傷したため差出人に返還した場合	(略)	
(略)	(略)	

2～4 (略)

第1節 外国宛て郵便物の差出し

(外国宛て郵便物の差出場所)

第52条 外国宛て通常郵便物（次に掲げる郵便物を除きます。）は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出していただきます。

- (1)・(2) (略)
- (3) 名宛国において関税を課されることがある物品を内容品とするもの
- (4) (略)
- (5) 盲人用郵便物（点字の書状及び点字の記号を有する原版を内容とするものを除きます。）
- (6)・(7) (略)

現 行	改 正
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>外国</u>あて通常郵便物及び小包郵便物は、事業所が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、その事業所の指定するところにより、郵便業務従事者に差し出すことができます。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(引受けの際の申出及び開示)</p> <p>第53条 当社は、<u>外国</u>あて郵便物の引受けの際、その郵便物の内容である物の種類及び性質につき、差出人に説明を求めることがあります。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>外国</u>あて郵便物の区分差出し)</p> <p>第54条 当社は、同じ大きさ及び重量の<u>外国</u>あて郵便物が大量に差し出される場合には、差出人に<u>名</u>あて<u>国</u>又は地域ごとに区分して差し出していただくことがあります。</p> <p>(本邦に居住する者以外の者の本邦における通常郵便物の差出し)</p> <p>第55条 当社は、本邦に居住する者以外の者が、一層有利な郵便料金の利益を受けるために本邦においてその<u>居住国</u>あてに差し出し又は差し出させる通常郵便物及び本邦においてその<u>居住国</u>以外の<u>国</u>あてに多数差し出し又は差し出させる通常郵便物は、引き受けません。</p> <p>(料金未払又は料金不足の<u>外国</u>あて通常郵便物の取扱い)</p> <p>第56条 料金未払又は料金不足の<u>外国</u>あて通常郵便物は、差出人に返還します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、差出人不明その他の事由により差出人に返還することができない料金未払又は料金不足の<u>外国</u>あて通常郵便物は、不足する金額を郵便物に表示して、<u>名</u>あて<u>国</u>に送達します。</p> <p>(国際郵便物の送達日数)</p> <p>第57条 当社は、<u>外国</u>あて航空扱いとする通常郵便物及び小包郵便物について、標準送達日数を公表します。</p> <p>2 前項の郵便物については、郵便物の種別、<u>名</u>あて<u>地</u>、通関及びその他の事由により、標準送達日数を超える日数を要する場合があります。</p> <p>3 当社は、外国来通常郵便物及び小包郵便物について、交換事業所を基点として標準配達日数を公表します。</p> <p>(外国来郵便物の<u>あて</u>所<u>番</u>凸達等)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>(郵便私書箱への郵便物の凸達等)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 郵便私書箱番号を肩書しない外国来郵便物であっても、郵便私書箱の使用の承認を受けた者(以下「使用者」といい</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>外国宛</u>て通常郵便物及び小包郵便物は、事業所が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、その事業所の指定するところにより、郵便業務従事者に差し出すことができます。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(引受けの際の申出及び開示)</p> <p>第53条 当社は、<u>外国宛</u>て郵便物の引受けの際、その郵便物の内容である物の種類及び性質につき、差出人に説明を求めることがあります。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>外国宛</u>て郵便物の区分差出し)</p> <p>第54条 当社は、同じ大きさ及び重量の<u>外国宛</u>て郵便物が大量に差し出される場合には、差出人に<u>名宛</u>国又は地域ごとに区分して差し出していただくことがあります。</p> <p>(本邦に居住する者以外の者の本邦における通常郵便物の差出し)</p> <p>第55条 当社は、本邦に居住する者以外の者が、一層有利な郵便料金の利益を受けるために本邦においてその<u>居住国宛</u>てに差し出し又は差し出させる通常郵便物及び本邦においてその<u>居住国</u>以外の<u>国宛</u>てに多数差し出し又は差し出させる通常郵便物は、引き受けません。</p> <p>(料金未払又は料金不足の<u>外国宛</u>て通常郵便物の取扱い)</p> <p>第56条 料金未払又は料金不足の<u>外国宛</u>て通常郵便物は、差出人に返還します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、差出人不明その他の事由により差出人に返還することができない料金未払又は料金不足の<u>外国宛</u>て通常郵便物は、不足する金額を郵便物に表示して、<u>名宛</u>国に送達します。</p> <p>(国際郵便物の送達日数)</p> <p>第57条 当社は、<u>外国宛</u>て航空扱いとする通常郵便物及び小包郵便物について、標準送達日数を公表します。</p> <p>2 前項の郵便物については、郵便物の種別、<u>名宛</u>地、通関及びその他の事由により、標準送達日数を超える日数を要する場合があります。</p> <p>3 当社は、外国来通常郵便物及び小包郵便物について、交換事業所を基点として標準配達日数を公表します。</p> <p>(外国来郵便物の<u>宛</u>所<u>番</u>凸達等)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>(郵便私書箱への郵便物の凸達等)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 郵便私書箱番号を肩書しない外国来郵便物であっても、郵便私書箱の使用の承認を受けた者(以下「使用者」といい</p>

現 行	改 正
<p>ます。)に<u>あて</u>、又は使用者を肩書したものは、郵便私書箱に配達することがあります。</p> <p>3 (略)</p> <p>(税付郵便物の交付)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定する通関料</u>については、当社が別に定める方法により支払っていただきます。</p> <p>(外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物の取扱地域)</p> <p>第62条 外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物は、内国郵便約款第97条(速達の取扱地域)に定めるところにより速達の取扱いを行う地域に<u>あてるもの</u>について速達の取扱いをします。</p> <p>(外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 外国来の留置とする郵便物及び関税等を課された郵便物の保管期間は、保管開始の日の翌日から起算して1か月とします。ただし、交通が不便で受取人が1か月以内に事業所へ来ることができないと認められる地域に<u>あてたもの</u>、又は期間を延長すれば交付の見込みがあるものについては、2か月とします。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出し)</p> <p>第68条 本邦に居住する者が、外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるためにその外国において本邦<u>あて</u>に差し出し、又は差し出させた通常郵便物は、その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類の内国郵便物の料金(以下この条において「内国料金」といいます。)の支払を差出人から受けるか、若しくは差出人から受けることができない場合は差出事業体からこれを受けて配達し、又は内国料金の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出人及び差出事業体のいずれも承諾しない場合は、差出事業体に返送します。</p> <p>(本邦に居住する者以外の者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し)</p> <p>第69条 当社が別に定める国に居住する者が、その定める国以外の国において本邦<u>あて</u>に差し出し、又は差し出させた多量の通常郵便物は、差出事業体はその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額(以下この条において「報酬の額」といいます。)を支払う場合に配達し、又は報酬の額の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出事業体が報酬の額の支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。</p> <p>(外国来郵便物の国外転送)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国来通常郵便物(航空扱いとする通常郵便物及び優先郵便物を除きます。)の航空扱いによる国外への転送又は外国</p>	<p>ます。)に<u>宛て</u>、又は使用者を肩書したものは、郵便私書箱に配達することがあります。</p> <p>3 (略)</p> <p>(税付郵便物の交付)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通関料については、当社が別に定める方法により支払っていただきます。</p> <p>(外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物の取扱地域)</p> <p>第62条 外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物は、内国郵便約款第97条(速達の取扱地域)に定めるところにより速達の取扱いを行う地域に<u>宛てるもの</u>について速達の取扱いをします。</p> <p>(外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 外国来の留置とする郵便物及び関税等を課された郵便物の保管期間は、保管開始の日の翌日から起算して1か月とします。ただし、交通が不便で受取人が1か月以内に事業所へ来ることができないと認められる地域に<u>宛てたもの</u>、又は期間を延長すれば交付の見込みがあるものについては、2か月とします。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出し)</p> <p>第68条 本邦に居住する者が、外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるためにその外国において本邦<u>宛て</u>に差し出し、又は差し出させた通常郵便物は、その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類の内国郵便物の料金(以下この条において「内国料金」といいます。)の支払を差出人から受けるか、若しくは差出人から受けることができない場合は差出事業体からこれを受けて配達し、又は内国料金の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出人及び差出事業体のいずれも承諾しない場合は、差出事業体に返送します。</p> <p>(本邦に居住する者以外の者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し)</p> <p>第69条 当社が別に定める国に居住する者が、その定める国以外の国において本邦<u>宛て</u>に差し出し、又は差し出させた多量の通常郵便物は、差出事業体はその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額(以下この条において「報酬の額」といいます。)を支払う場合に配達し、又は報酬の額の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出事業体が報酬の額の支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。</p> <p>(外国来郵便物の国外転送)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国来通常郵便物(航空扱いとする通常郵便物及び優先郵便物を除きます。)の航空扱いによる国外への転送又は外国</p>

現 行	改 正
<p>来通常郵便物（航空扱いとする書状及び郵便葉書並びに優先郵便物を除きます。）の航空扱いによる返送の場合には、その郵便物を<u>名あて国</u>あてに航空扱いで差し出すときに適用される料金と船便扱いで差し出すときに適用される料金の差額に相当する額を支払っていただきます。</p> <p>第5節 <u>外国あて郵便物の返還</u></p> <p>（外国あて郵便物の返還）</p> <p>第73条 <u>外国あて郵便物の差出人への返還</u>については、次項から第4項までの規定によるほか、この章の第3節（外国来郵便物の配達）及び内国郵便約款第4章第6節（郵便物の返還）に規定するところにより取り扱います。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（危険物等の処置）</p> <p>第75条 当社は、その取扱中に係る国際郵便物が第10条（<u>外国あて郵便物</u>として差し出すことができないもの）に掲げる物を内容とするときは、危険の発生を避けるため棄却その他必要な処置をすることがあります。この場合には、直ちに差出人にその旨を通知します。</p> <p>2 （略）</p> <p>（書留の取扱い）</p> <p>第76条 （略）</p> <p>2 書留の取扱いは、通常郵便物について行います。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 書留郵便物を差し出すためには、当社が別に定める<u>あて名</u>の記載条件に従っていただきます。</p> <p>（速達の取扱い）</p> <p>第78条 速達は、郵便物とその郵便物の配達を受け持つ事業所に到着した後、郵便物を<u>特別な配達人により速やかに</u>受取人に配達する取扱いです。</p> <p>2 速達の取扱いは、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に<u>あてた航空通常郵便物</u>及び小包郵便物について行います。</p> <p>3 （略）</p> <p>（速達郵便物の表示）</p> <p>第79条 速達郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の<u>名あて面</u>の上部左隅に、又は、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合はその下に、当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。</p> <p>（受取通知とする郵便物の表示）</p>	<p>来通常郵便物（航空扱いとする書状及び郵便葉書並びに優先郵便物を除きます。）の航空扱いによる返送の場合には、その郵便物を<u>名宛国宛</u>てに航空扱いで差し出すときに適用される料金と船便扱いで差し出すときに適用される料金の差額に相当する額を支払っていただきます。</p> <p>第5節 <u>外国宛て郵便物の返還</u></p> <p>（外国宛て郵便物の返還）</p> <p>第73条 <u>外国宛て郵便物の差出人への返還</u>については、次項から第4項までの規定によるほか、この章の第3節（外国来郵便物の配達）及び内国郵便約款第4章第6節（郵便物の返還）に規定するところにより取り扱います。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（危険物等の処置）</p> <p>第75条 当社は、その取扱中に係る国際郵便物が第10条（<u>外国宛て郵便物</u>として差し出すことができないもの）に掲げる物を内容とするときは、危険の発生を避けるため棄却その他必要な処置をすることがあります。この場合には、直ちに差出人にその旨を通知します。</p> <p>2 （略）</p> <p>（書留の取扱い）</p> <p>第76条 （略）</p> <p>2 書留の取扱いは、通常郵便物（<u>船便扱いとするものを除きます。</u>）について行います。</p> <p>3 （略）。</p> <p>4 書留郵便物を差し出すためには、当社が別に定める<u>宛名</u>の記載条件に従っていただきます。</p> <p>（速達の取扱い）</p> <p>第78条 速達は、郵便物とその郵便物の配達を受け持つ事業所に到着した後、郵便物を<u>これと同一の種類に属する他の郵便物に優先して受取人に配達する</u>取扱いです。</p> <p>2 速達の取扱いは、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に<u>宛てた航空通常郵便物</u>及び小包郵便物について行います。</p> <p>3 （略）</p> <p>（速達郵便物の表示）</p> <p>第79条 速達郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の<u>名宛面</u>の上部左隅に、又は、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合はその下に、当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。</p> <p>（受取通知とする郵便物の表示）</p>

現 行	改 正
<p>第81条 受取通知とする郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、<u>名あて面</u>に当社が別に定める表示をするか、又は差し出しの際に申し出ていただきます。</p> <p>(受取通知の再度請求)</p> <p>第82条 <u>外国あて</u>の受取通知とする郵便物について、受取通知用紙が、その郵便物の差し出し後一定期間内に差出人に届かなかった場合、又は受取通知用紙が返送されたが記載内容に不備がある場合には、差出人は、受取通知の再度請求を行うことができます。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(保険付の取扱い)</p> <p>第83条 保険付は、有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有する書状及び小包郵便物について、郵便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。</p> <p>2 保険付の取扱いは、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に<u>あてた</u>書状(航空書簡を除きます。)及び小包郵便物について行います。</p> <p>3 保険付の取扱いにおける保険金額の最高限は、当社が別に定めるところによります。<u>名あて国</u>又は仲介国がこれより低い金額の最高限を定めているときは、その最高限によります。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(取戻請求、<u>あて名変更</u>又は訂正請求及び調査請求)</p> <p>第85条 当社は、次の国際郵便物に対する取戻請求、<u>あて名変更</u>又は訂正請求及び調査請求(EMS郵便物にあつては、この章の第4節(追跡請求)に規定する追跡請求とします。)の取扱いをします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第2節 取戻請求及び<u>あて名変更</u>又は訂正請求</p> <p>(取戻請求及び<u>あて名変更</u>又は訂正請求)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 <u>あて名変更</u>又は訂正請求は、郵便物の差出人の請求により、差し出された郵便物の<u>あて名</u>を変更し又は訂正する取扱いです。</p> <p>3 (略)</p> <p>(取戻請求及び<u>あて名変更</u>又は訂正請求の利用条件)</p> <p>第87条 <u>外国あて</u>郵便物の取戻請求又は<u>あて名変更</u>若しくは訂正請求を行う場合には、当社所定の用紙に必要事項を記入して、前条(取戻請求及び<u>あて名変更</u>又は訂正請求)第3項の規定により取戻請求又は<u>あて名変更</u>若しくは訂正請求を行う事業所に提出していただきます。この場合、請求者本人であることを証明し、かつ、郵便物の受領証があるときはこれを提示していただきます。</p>	<p>第81条 受取通知とする郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、<u>名宛面</u>に当社が別に定める表示をするか、又は差し出しの際に申し出ていただきます。</p> <p>(受取通知の再度請求)</p> <p>第82条 <u>外国宛て</u>の受取通知とする郵便物について、受取通知用紙が、その郵便物の差し出し後一定期間内に差出人に届かなかった場合、又は受取通知用紙が返送されたが記載内容に不備がある場合には、差出人は、受取通知の再度請求を行うことができます。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(保険付の取扱い)</p> <p>第83条 保険付は、有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有する<u>航空扱い</u>とする書状及び小包郵便物について、郵便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。</p> <p>2 保険付の取扱いは、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に<u>宛てた</u>書状(航空書簡を除きます。)及び小包郵便物について行います。</p> <p>3 保険付の取扱いにおける保険金額の最高限は、当社が別に定めるところによります。<u>名宛国</u>又は仲介国がこれより低い金額の最高限を定めているときは、その最高限によります。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(取戻請求、<u>宛名変更</u>又は訂正請求及び調査請求)</p> <p>第85条 当社は、次の国際郵便物に対する取戻請求、<u>宛名変更</u>又は訂正請求及び調査請求(EMS郵便物にあつては、この章の第4節(追跡請求)に規定する追跡請求とします。)の取扱いをします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第2節 取戻請求及び<u>宛名変更</u>又は訂正請求</p> <p>(取戻請求及び<u>宛名変更</u>又は訂正請求)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 <u>宛名変更</u>又は訂正請求は、郵便物の差出人の請求により、差し出された郵便物の<u>宛名</u>を変更し又は訂正する取扱いです。</p> <p>3 (略)</p> <p>(取戻請求及び<u>宛名変更</u>又は訂正請求の利用条件)</p> <p>第87条 <u>外国宛て</u>郵便物の取戻請求又は<u>宛名変更</u>若しくは訂正請求を行う場合には、当社所定の用紙に必要事項を記入して、前条(取戻請求及び<u>宛名変更</u>又は訂正請求)第3項の規定により取戻請求又は<u>宛名変更</u>若しくは訂正請求を行う事業所に提出していただきます。この場合、請求者本人であることを証明し、かつ、郵便物の受領証があるときはこれを提示していただきます。</p>

現 行	改 正
<p>2 外国来の郵便物又は外国相互間に発着する郵便物に対する取戻請求及び<u>あて名変更</u>又は<u>訂正請求</u>は利用できません。</p> <p>3 取戻請求及び<u>あて名変更</u>又は<u>訂正請求</u>の取扱いについては、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によります。</p> <p>4 EMS郵便物又は取戻請求及び<u>あて名変更</u>又は<u>訂正請求</u>を認められない国に<u>あて</u>る通常郵便物若しくは小包郵便物については、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了前であるときは、これらの請求を受理します。</p>	<p>2 外国来の郵便物又は外国相互間に発着する郵便物に対する取戻請求及び<u>宛名変更</u>又は<u>訂正請求</u>は利用できません。</p> <p>3 取戻請求及び<u>宛名変更</u>又は<u>訂正請求</u>の取扱いについては、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によります。</p> <p>4 EMS郵便物又は取戻請求及び<u>宛名変更</u>又は<u>訂正請求</u>を認められない国に<u>宛て</u>る通常郵便物若しくは小包郵便物については、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了前であるときは、これらの請求を受理します。</p>
<p>（取戻請求及び<u>あて名変更</u>又は<u>訂正請求</u>があった郵便物の取扱い）</p> <p>第88条 取戻請求及び<u>あて名変更</u>又は<u>訂正請求</u>があった場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>あて名変更</u>又は<u>訂正請求</u>に基づく郵便物の優先扱い又は航空路による転送の場合には、新たな運送路に係る料金の差額を受取人に支払っていただきます。</p>	<p>（取戻請求及び<u>宛名変更</u>又は<u>訂正請求</u>があった郵便物の取扱い）</p> <p>第88条 取戻請求及び<u>宛名変更</u>又は<u>訂正請求</u>があった場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>宛名変更</u>又は<u>訂正請求</u>に基づく郵便物の優先扱い又は航空路による転送の場合には、新たな運送路に係る料金の差額を受取人に支払っていただきます。</p>
<p>（<u>外国あて</u>郵便物の調査請求）</p> <p>第90条 <u>外国あて</u>郵便物の調査請求は、差出人が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して6か月以内（南アフリカ共和国<u>あて</u>の小包郵便物については1年以内）に差出事業所、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所へ請求する場合にこれを取り扱います。</p>	<p>（<u>外国宛て</u>郵便物の調査請求）</p> <p>第90条 <u>外国宛て</u>郵便物の調査請求は、差出人が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して6か月以内（南アフリカ共和国<u>宛て</u>の小包郵便物については1年以内）に差出事業所、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所へ請求する場合にこれを取り扱います。</p>
<p>（受領証の謄本の請求）</p> <p>第97条 <u>外国あて</u>の書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物の差出人は、差出しの際に又は差出しの日の翌日から起算して1年以内に、その郵便物の受領証の謄本を差出事業所に請求することができます。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（受領証の謄本の請求）</p> <p>第97条 <u>外国宛て</u>の書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物の差出人は、差出しの際に又は差出しの日の翌日から起算して1年以内に、その郵便物の受領証の謄本を差出事業所に請求することができます。</p> <p>2 (略)</p>
<p>（郵便物の税関検査）</p> <p>第98条 国際郵便物は、本邦及び<u>名あて</u>国の法令の定めるところにより、税関検査に付されます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>外国あて</u>郵便物を差し出す場合には、郵便物の税関検査に必要な当社所定のCN22及びCN23並びにインボイス等に内容品、価格等必要事項を正しく記載していただきます。</p> <p>4 (略)</p>	<p>（郵便物の税関検査）</p> <p>第98条 国際郵便物は、本邦及び<u>宛名宛</u>国の法令の定めるところにより、税関検査に付されます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>外国宛て</u>郵便物を差し出す場合には、郵便物の税関検査に必要な当社所定のCN22及びCN23並びにインボイス等に内容品、価格等必要事項を正しく記載していただきます。</p> <p>4 (略)</p>
<p>（放射線物質）</p> <p>第103条 放射線物質を内容品とする<u>外国あて</u>郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの書状として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p>	<p>（放射線物質）</p> <p>第103条 放射線物質を内容品とする<u>外国宛て</u>郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの書状として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p>
<p>（伝染性物質）</p> <p>第104条 伝染性物質（人に影響を及ぼすA類の伝染性物質（危険物輸送に関する国連勧告において国連番号UN28</p>	<p>（伝染性物質）</p> <p>第104条 伝染性物質（人に影響を及ぼすA類の伝染性物質（危険物輸送に関する国連勧告において国連番号UN28</p>

現 行	改 正
<p>14が割り当てられているものをいいます。)及び動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質(同勧告において国連番号UN2900が割り当てられているものをいいます。)を除きます。以下同じとします。)を内容品とする<u>外国あて郵便物</u>は、当社が別に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、当社が別に定める郵便物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。</p>	<p>14が割り当てられているものをいいます。)及び動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質(同勧告において国連番号UN2900が割り当てられているものをいいます。)を除きます。以下同じとします。)を内容品とする<u>外国宛て郵便物</u>は、当社が別に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、当社が別に定める郵便物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(リチウム単電池及びリチウム組電池)</p>	<p>(リチウム単電池及びリチウム組電池)</p>
<p>第105条 リチウム単電池又はリチウム組電池を内容品とする<u>外国あて郵便物</u>は、当社が別に定める条件に適合することを条件として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。</p>	<p>第105条 リチウム単電池又はリチウム組電池を内容品とする<u>外国宛て郵便物</u>は、当社が別に定める条件に適合することを条件として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。</p>
<p>(国際別納郵便物)</p>	<p>(国際別納郵便物)</p>
<p>第106条 国際別納郵便物は、郵便物の表面の左上部(横に長いものにあつては、右上部)に、当社が別に定める国において当社が別に定める表示をして本邦の受取人に<u>あて</u>差し出され、配達又は交付される郵便物をいいます。</p>	<p>第106条 国際別納郵便物は、郵便物の表面の左上部(横に長いものにあつては、右上部)に、当社が別に定める国において当社が別に定める表示をして本邦の受取人に<u>宛て</u>差し出され、配達又は交付される郵便物をいいます。</p>
<p>(配達不能の郵便物として取り扱う国際別納郵便物)</p>	<p>(配達不能の郵便物として取り扱う国際別納郵便物)</p>
<p>第107条 第66条(外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い)第1項若しくは第4項又は第99条(輸入承認が必要となる郵便物の取扱い)第1項の規定により配達不能の郵便物として取り扱う国際別納郵便物は、その外部に本邦の返送先の住所又は居所が記載されている場合には、その住所又は居所に<u>あてて</u>返送します。</p>	<p>第107条 第66条(外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い)第1項若しくは第4項又は第99条(輸入承認が必要となる郵便物の取扱い)第1項の規定により配達不能の郵便物として取り扱う国際別納郵便物は、その外部に本邦の返送先の住所又は居所が記載されている場合には、その住所又は居所に<u>宛てて</u>返送します。</p>
<p>(郵便物の取扱い)</p>	<p>(郵便物の取扱い)</p>
<p>第108条 (略)</p>	<p>第108条 (略)</p>
<p>2 前項の郵便物であつて、本邦以外の寄港地の郵便局に引き渡されるものについては、次の郵便物とみなして取り扱います。</p>	<p>2 前項の郵便物であつて、本邦以外の寄港地の郵便局に引き渡されるものについては、次の郵便物とみなして取り扱います。</p>
<p>(1) 郵便物が本邦<u>あて</u>のものであるとき 船舶の寄港地の属する国から日本に発するもの</p>	<p>(1) 郵便物が本邦<u>宛て</u>のものであるとき 船舶の寄港地の属する国から日本に発するもの</p>
<p>(2) 郵便物が<u>外国あて</u>のものであるとき 日本からその外国に<u>あてるもの</u></p>	<p>(2) 郵便物が<u>外国宛て</u>のものであるとき 日本からその外国に<u>宛てるもの</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(郵便物の種類)</p>	<p>(郵便物の種類)</p>
<p>第109条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」といいます。)により合衆国軍事郵便局の利用を特に認められている者から本邦内に住所又は居所を有し、かつ、合衆国軍事郵便局の利用を認められない者に<u>あてて</u>合衆国軍事</p>	<p>第109条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」といいます。)により合衆国軍事郵便局の利用を特に認められている者から本邦内に住所又は居所を有し、かつ、合衆国軍事郵便局の利用を認められない者に<u>宛てて</u>合衆国軍事</p>

現 行

郵便局に差し出された郵便物及び合衆国軍協定により合衆国軍事郵便局の利用を特に認められている者にあて、かつ、合衆国軍事郵便局を肩書して本邦事業所に差し出された郵便物（以下「米軍関係郵便物」といいます。）については、次の各項のほか、この約款の定めるところにより取り扱います。

2～4 (略)

5 米軍関係郵便物の取戻請求及び名変更又は訂正請求は、取り扱いません。

(損害賠償金額)

第111条 (略)

2 (略)

3 前2項にかかる区別及び賠償金額は、郵便物1通（個）につき次のとおりとします。

区 別	賠償金額
(略)	(略)
(2) 保険付とする書状及び小包郵便物	第83条（保険付の取扱い）第3項の最高限の範囲内で申出のあった損害要償額
(略)	(略)
(4) EMS郵便物	第38条（EMS郵便物）第3項の規定により申出のあった損害要償額（この申出がなかったものについては20,000円）

4 当社は、第1項及び第2項のいずれの場合についても、間接の損害及び実現されなかった利益について損害賠償することはできません。

(損害賠償の請求権者等)

第112条 第110条（当社の責任）に定める郵便物の損害賠償の請求は、郵便物の差出人、又は内容品が盗取され若しくは損傷した郵便物が受取人に配達された後は、受取人が行うことができます。

2 前項の場合において、差出人は、損害賠償の請求の権利を受取人に譲渡することができ、また、受取人は自己の権利を差出人に譲渡することができます。

3 当社は、調査請求を受理した後、2か月（調査請求の送付が、電子的手段により行われた場合又は同一郵便物について再度の調査請求が行われた場合には、30日とします。）以内に名あて側の指定された事業体から回答が得られないときは、必要に応じて、郵便物の損害賠償の手続を行います。

(不可抗力による損害の賠償)

第113条 当社は、外国あての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物が郵便業務の

改 正

郵便局に差し出された郵便物及び合衆国軍協定により合衆国軍事郵便局の利用を特に認められている者にあて、かつ、合衆国軍事郵便局を肩書して本邦事業所に差し出された郵便物（以下「米軍関係郵便物」といいます。）については、次の各項のほか、この約款の定めるところにより取り扱います。

2～4 (略)

5 米軍関係郵便物の取戻請求及び宛名変更又は訂正請求は、取り扱いません。

(損害賠償金額)

第111条 (略)

2 (略)

3 前2項に係る区別及び賠償金額は、郵便物1通（個）につき次のとおりとします。

区 別	賠償金額
(略)	(略)
(2) 保険付とする書状及び小包郵便物	第83条（保険付の取扱い）第3項の最高限の範囲内で申出のあった損害要償額
(略)	(略)
(4) EMS郵便物	第38条（EMS郵便物） <u>第4項の最高限の範囲内で申出のあった損害要償額</u> （この申出がなかったものについては20,000円）

4 当社は、第1項及び第2項のいずれの場合についても、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害について損害賠償することはできません。

(損害賠償の請求権者等)

第112条 第110条（当社の責任）に定める郵便物の損害賠償の請求は、郵便物の差出人が行うことができます。ただし、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合は、受取人が行うことができます。

2 当社は、調査請求又は追跡請求を受理した後、2か月（調査請求又は追跡請求の送付が、電子的手段により行われた場合又は同一郵便物について再度の調査請求又は追跡請求が行われた場合には、30日とします。）以内に名宛側の指定された事業体から回答が得られないときは、必要に応じて、郵便物の損害賠償の手続を行います。

(不可抗力による損害の賠償)

第113条 当社は、外国宛ての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物が郵便業務の

現 行	改 正
<p>取扱中に亡失、盗取又は損傷した場合には、不可抗力による場合であっても、差出人が請求するときは、その損害を賠償します。</p> <p>2 (略)</p> <p>(当社の免責)</p> <p>第114条 当社は、第110条(当社の責任)に定める郵便物であっても、次の場合には、責任を負いません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 郵便物が、第10条(外国あて郵便物として差し出すことができないもの)に規定する郵便物として、引き受けられない内容品を包有していた場合</p> <p>(3) 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられた場合</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>取扱中に亡失、盗取又は損傷した場合には、不可抗力による場合であっても、差出人が請求するときは、その損害を賠償します。</p> <p>2 (略)</p> <p>(当社の免責)</p> <p>第114条 当社は、第110条(当社の責任)に定める郵便物であっても、次の場合には、責任を負いません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 郵便物が、第10条(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)に規定する郵便物として、引き受けられない内容品を包有していた場合</p> <p>(3) 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(差出人の責任)</p> <p>第115条 当社は、郵便物の差出人が運送を認められない物品を差し出し、又は郵便物の差出条件を遵守しなかったことにより、郵便の取扱者が被った身体の傷害又は他の郵便物若しくは郵便設備に損害を与えた場合には、<u>差出人にすべての損害について責任を負っていただきます。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(差出人の責任)</p> <p>第115条 当社は、郵便物の差出人が運送を認められない物品を差し出し、又は郵便物の差出条件を遵守しなかったことにより、郵便の取扱者が被った身体の傷害又は他の郵便物若しくは郵便設備に損害を与えた場合には、<u>差出人に全ての損害について責任を負っていただきます。</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(損害賠償後の郵便物の発見)</p> <p>第119条 (略)</p>	<p>(損害賠償後の郵便物の発見)</p> <p>第119条 (略)</p> <p><u>2 前項後段の郵便物が保険付郵便物であって、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認められる場合には、同項の規定にかかわらず、賠償金受領者は、その郵便物の交付を受けることと引換えに支払われた賠償金を返付していただきます。</u></p> <p><u>附 則 (平成25年11月19日 25-日郵第228号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>第1条 この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。</u></p> <p><u>(盲人用郵便物に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 この改正規定の実施前の第27条第1項(1)の規定による表示又は記載をして差し出された盲人用郵便物については、当分の間、この改正規定の同(1)の規定による表示又は記載をしたものとみなします。</u></p>

国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正
<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。)第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに万国郵便条約第7条2.1及び2.3(2.1に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に<u>あて</u>、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際捕虜郵便物」といいます。)並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。)第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第7条2.2及び2.3(2.2に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に<u>あて</u>、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際被抑留文民郵便物」といいます。)に係る郵便の役務の提供条件についてこの国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款(以下「約款」といいます。)を定めます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(対象郵便物)</p> <p>第4条 国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の取扱いは、次の郵便物につき、これをします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重量5キログラムを超えない小包郵便物。ただし、内容品を分割することのできないもの及び捕虜に分配するために捕虜収容所又は捕虜の代表者に<u>あてたもの</u>については、重量の最大限度を10キログラムとします。</p> <p>(国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の差出方法)</p> <p>第5条 捕虜若しくは第三条約第5条第2項に規定される者(以下「仮収容者」といいます。)、衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局が差し出す国際捕虜郵便物及び被保護者情報局が差し出す国際被抑留文民郵便物の差出場所は、国際郵便約款第52条(外国<u>あて郵便物の差出場所</u>)第1項の規定にかかわらず、その捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員が収容されている捕虜収容所若しくは捕虜情報局若しくは被保護者情報局の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所とします。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。)第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに万国郵便条約第7条2.1及び2.3(2.1に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に<u>宛て</u>、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際捕虜郵便物」といいます。)並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。)第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第7条2.2及び2.3(2.2に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に<u>宛て</u>、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際被抑留文民郵便物」といいます。)に係る郵便の役務の提供条件についてこの国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款(以下「約款」といいます。)を定めます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(対象郵便物)</p> <p>第4条 国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の取扱いは、次の郵便物につき、これをします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重量5キログラムを超えない小包郵便物。ただし、内容品を分割することのできないもの及び捕虜に分配するために捕虜収容所又は捕虜の代表者に<u>宛てたもの</u>については、重量の最大限度を10キログラムとします。</p> <p>(国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の差出方法)</p> <p>第5条 捕虜若しくは第三条約第5条第2項に規定される者(以下「仮収容者」といいます。)、衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局が差し出す国際捕虜郵便物及び被保護者情報局が差し出す国際被抑留文民郵便物の差出場所は、国際郵便約款第52条(外国<u>宛て郵便物の差出場所</u>)第1項の規定にかかわらず、その捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員が収容されている捕虜収容所若しくは捕虜情報局若しくは被保護者情報局の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所とします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則(平成25年11月19日 25-日郵国第228号)</p> <p>この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。</p>

郵便約款変更の認可について

平成25年12月6日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

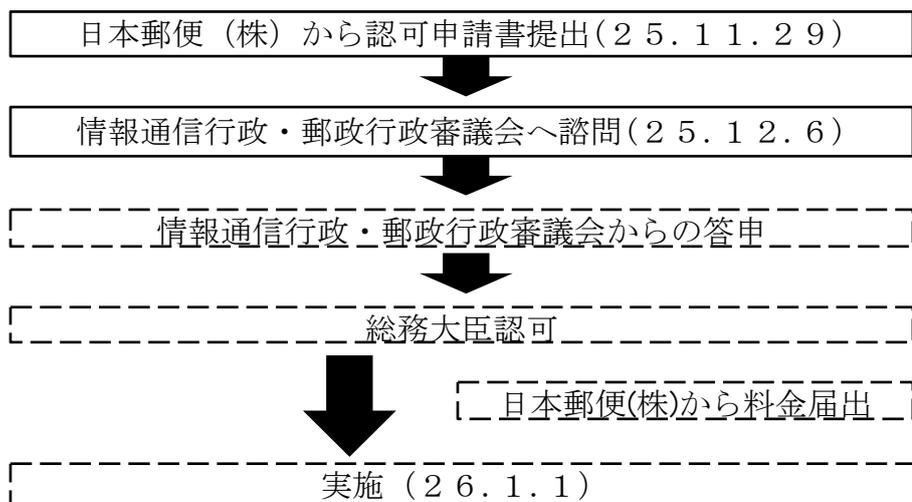
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請の概要

1 申請理由

国際郵便は、万国郵便連合（UPU）が定める「万国郵便条約（UPU条約）」に基づき、各加盟国において、「指定された事業者」（日本においては、日本郵便株式会社）の間で交換されている。

平成24年にドーハ（カタール）で開催されたUPU大会議において、新たな万国郵便条約が採択、及びその後開催された郵便業務理事会において、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則（以下「条約等」という。）が採択され、平成26年1月1日に発効する予定である。

本件は、条約等の改正に伴い、国際郵便役務の円滑な遂行のため、国際郵便約款の関係規定を改正する。また、これにあわせて、国際郵便約款等（※1）の所要の規定整備を行うもの。

※1 国際郵便約款及び国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款

2 申請概要

（1）点字郵便物に関する改正（国際郵便約款第9条、第26条、第27条等）

条約等において、点字郵便物に代わり盲人用郵便物に係る規定が設けられたことから、国際郵便約款にこれを規定する。

点字郵便物（旧）	盲人用郵便物（新）
○点字の書状 ○点字の記号を有する原版 ○特定の施設から差し出し又はこれらにあてる以下の郵便物 ・ 盲人用の録音物 ・ 点字用紙	○点字の書状 ○点字の記号を有する原版 ○盲人又は指定施設から差し出される以下の郵便物 ・ あらゆる形態の著述物 ・ 特別に対応したCD、点字用具、点字腕時計、白い杖等の各種用具

（2）特殊取扱に関する改正

① 運送方法に関する改正（国際郵便約款第76条、第83条）

条約等において、書留、保険付書状及び速達の特種取扱が航空便に限定されたことから、国際郵便約款において、これらを航空便扱いに限定する旨を規定する。

	航空便	SAL便	船便
書留	○	○ (※2)	○ → -
保険付書状	○	-	○ → -
速達	○	-	○ → -

※2 SAL便の書留については、二国間合意により一部の国との間ではサービスを継続。

② 送達の定義に関する改正（国際郵便約款第78条）

条約等において、速達の定義が変更されたことから、国際郵便約款にその旨を規定する。

(旧)	(新)
郵便物はその郵便物の配達を受け持つ事業所に到着した後、郵便物を <u>特別の配達人により速やかに受取人に配達する取扱い</u>	郵便物はその郵便物の配達を受け持つ事業所に到着した後、郵便物を <u>これと同一の種類に属する他の郵便物に優先して受取人に配達する取扱い</u>

(3) 損害賠償制度に関する改正

① 賠償金額に関する改正（国際郵便約款第111条）

国際郵便約款において、一部の郵便物（※3）については、郵便業務中に亡失、損傷等した場合に、差出人が請求するときは、賠償金の支払いが規定されている。条約等において、賠償金の額の計算に当たって考慮しないものとして、間接の損害及び実現されなかった利益に加え、精神的損害が規定されたことから、国際郵便約款にその旨を規定する。

※3 外国宛ての書留通常郵便物、保険付書状、小包郵便物、EMS郵便物。

② 受取人の賠償金請求に関する改正（国際郵便約款第112条）

条約等において、郵便物が配達された後に受取人が賠償金を請求する権利を有するのは、差出人が書面により自己の権利を受取人のために放棄した場合に限るとされたことから、国際郵便約款にその旨を規定する。

(4) その他

国際郵便約款及び捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款において、常用漢字の使用等の規定整備を行う。

3 実施予定期日

平成26年1月1日（水）（条約等の発効と同日）

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

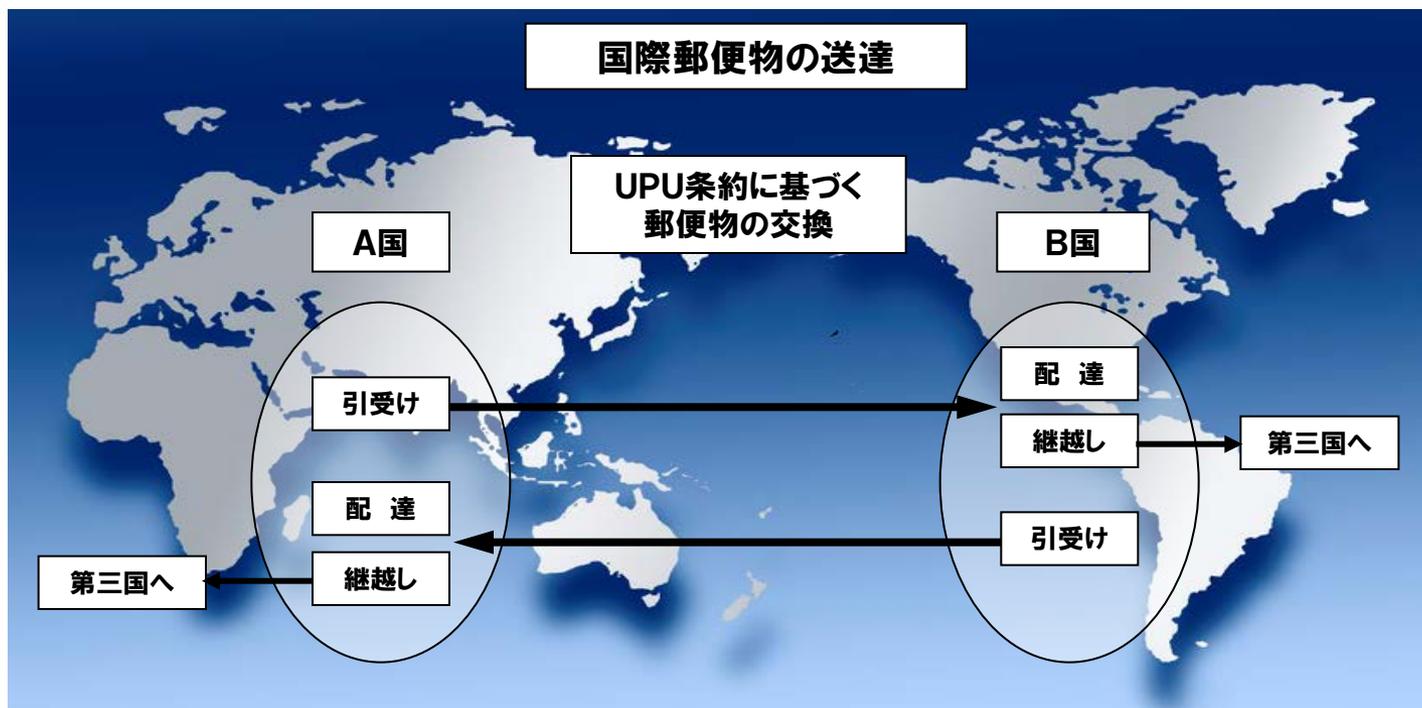
審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	従前と同じ。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	変更申請の内容のうち、特殊取扱の対象となる郵便物の配達については、それぞれ条約等の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
郵便に関する料金の收受に関する事項	適	従前と同じ。
その他会社の責任に関する事項	適	変更申請の内容のうち、損害賠償時の賠償金の額の計算については、条約等の規定に照らし適正なものであることから適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	変更申請の内容のうち、盲人用郵便物の引受けについては、条約等に基づくものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。

參考資料

- ① 国際郵便は、万国郵便連合(UPU)が定める「万国郵便条約(UPU条約)」に基づき、各加盟国において「指定された事業者」(*)の間で交換されている。
- ② UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することによって、郵便が全世界に届けられる仕組みを提供している。

※「指定された事業者」とは、郵便業務を運営し、自国の領域においてUPU条約から生ずる義務を履行するために各加盟国によって指定された機関(日本では日本郵便株式会社)

01



国際郵便物の種類（現行）

（参考2）

郵便物の種類		概要	特殊取扱			送達方法		
			書留	保険付	速達	航空	SAL※	船便
通常郵便物	書状	特定の人に宛てた通信文を筆書したものを内容物とする郵便物で、郵便はがきでないもの。 他の種類の郵便物に適合するものも、書状として差し出すことが可能。 定形、定形外、グリーティングカード、航空書簡がある。	○	○	○	○	—	○
	郵便はがき	内国郵便の第二種郵便物に相当する郵便物。 会社が発行する国際郵便はがきのほか、私製したのものも差し出すことが可能。	○	—	○	○	—	○
	印刷物	機械的又は写真的方法により、紙、厚紙又は一般的に印刷に使用されるその他の物質に2部以上を複写した印刷物を内容とする郵便物。	○	—	○	○	—	○
	小形包装物	通常郵便で小形の物品を送るための郵便物。 特定の人に宛てた通信文を筆書したものを入れることはできない。	○	—	○	○	○	○
	点字郵便物	点字の書状、点字の記号を有する原版又は会社の指定を受けた施設から差し出し若しくはこれらに宛てる盲人用の録音物、点字用紙を内容とする郵便物。	○	—	○	○	—	○
小包郵便物		物品を送るための郵便物。特定の人に宛てた通信文を筆書したものも入れることができる。 郵便業務の取扱中に、亡失、盗取又は損傷した場合には、損害賠償限度額の範囲内で実損額を賠償する。	—	○	○	○	○	○
EMS		通常郵便物又は小包郵便物の対象となる通信文、書類又は物品を航空路によって最も優先的に運送し、速達すると認められる方法で配達し、かつ、その引受け及び配達について記録する郵便物。 郵便業務の取扱中に、亡失、盗取又は損傷した場合には、損害賠償限度額の範囲内で実損額を賠償する。						

※日本及び名宛国内での取扱いは船便と同じだが、日本から名宛国までは航空機を利用して送達するもの。

参照条文

○郵便法（昭和22年法律第165号）

（郵便に関する条約）

第十一条 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（料金等の変更命令）

第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

○万国郵便条約（平成25年条約第**号）

第七条 郵便料金の免除

3 盲人用郵便物

- 3.1 差出側の指定された事業体の内国業務において引き受けることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。
- 3.2 この条において、
 - 3.2.1 「盲人」とは、自国において盲目であり、若しくは視覚に障害があるとして公式に登録され、又は世界保健機関の盲人若しくは視力の弱い者の定義に該当する全ての者をいう。
 - 3.2.2 盲人のための機関とは、盲人のために業務を行い、又は公式に盲人を代表する全ての団体又は協会をいう。
 - 3.2.3 盲人用郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物並びに盲人が盲目であることから生ずる問題を克服することを支援するために作成され、又は調整された各種の器具又は用品であって、通常郵便に関する施行規則に定めるものを含む。

第十五条 追加の業務

- 1 加盟国は、次の義務的かつ追加の業務の提供を確保する。
 - 1.1 自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務
 - 1.2 自国宛ての全ての書留通常郵便物に係る書留郵便業務
- 2 加盟国又はその指定された事業体は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務を任意のものとして確保することができる。
 - 2.1 通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務
 - 2.3 通常郵便物及び小包に係る速達業務

第二十三条 指定された事業体の責任及び賠償金

1 総則

- 1.6 責任を負う場合には、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。
- 9 盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合には、2から4までの規定にかかわらず、受取人が当該賠償金を請求する権利を有する。差出人と受取人とが同一の場合には、その放棄を要しない。

第二十七条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

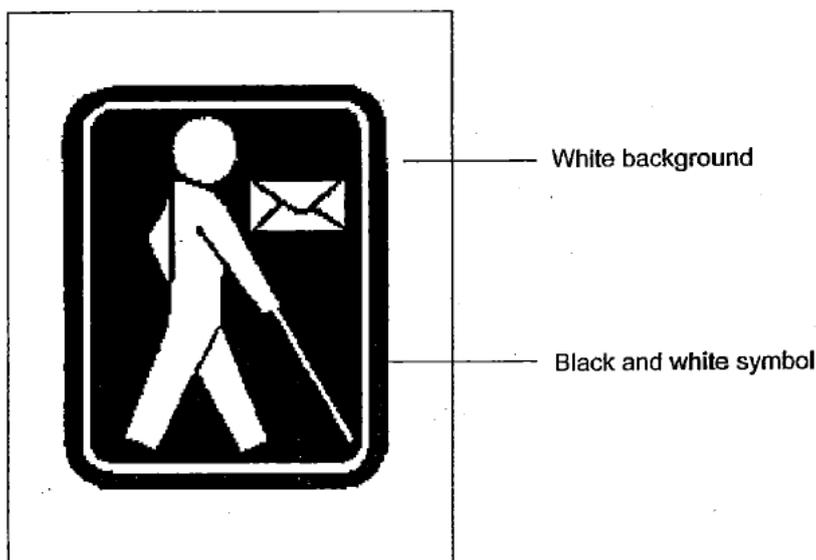
- 3 保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対する措置をとることが妨げられるものではない。

○通常郵便に関する施行規則

第二百二十六条 各種の郵便物について適用する特別規定

5 盲人用郵便物

- 5.1 開封で差し出す点字の書状及び点字の記号を有する原版を包有する郵便物は、以下に詳述するように、盲人用郵便物として差し出すことができる。
 - 5.1.1 盲人機関にあて若しくは盲人機関から差し出される、又は盲人にあて若しくは盲人から差し出される通信文、録音物を含むあらゆる形態の著述物
 - 5.1.2 特別に適応したコンパクト・ディスク、点字用具、点字腕時計、白い杖及び録音装置のように視覚障害を克服する上で盲人を支援するために作成、又は適用された、各種の器具又は用具であつて、盲人機関にあて若しくは盲人機関から差し出され、又は盲人にあて若しくは盲人から差し出されるもの
- 5.2 差出側の指定された事業体は、内国業務において盲人用郵便物として認められる郵便物を盲人用郵便物として認めることができる。
- 5.3 盲人用郵便物は、内容品の迅速かつ容易な検査を妨げることなく、内容品を十分に保護するように包装しなければならない。
- 5.4 指定された事業体は、利用者に対し、盲人用郵便物の受取人のあて名を記載した面に、次の記号を有する白色の票符をはり付けることを勧奨する。



(Size 52 x 65 mm)

第百三十七条 書留郵便物

- 1 条約第十五条1.1の規定に基づき、通常郵便物は、書留として発送することができる。

第百三十八条 保険付郵便物

- 1 優先郵便物及び航空書状であって有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有するものは、差出人の表記する保険金額に従って内容品を保険に付して交換することができる。その交換は、これらの郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した指定された事業者の間においてのみ行われる。

第百四十条 速達郵便物

- 1 指定された事業者が速達の業務を行っている国を名あて国とする郵便物は、差出人の請求に応じ、内国の優先制度において配達する。